

# 福井県衣服製造業最低工賃改正のお知らせ

効力発生の日 令和4年4月22日



## I 適用される家内労働者、及び委託者の範囲

福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

## II 最低工賃額 次に掲げる品目及び工程区分に応じ金額欄に掲げる金額

### 1 婦人服製造業

品目	工程	規格	金額
スカート 又は スラックス	糸くず取り		1枚につき 22円
	かぎホック付け		1組につき 34円
	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 25円
	スナップ付け		1組につき 26円
	ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 14円
		根巻き以外のもの	1個につき 11円
	×印しつけ止め		1か所につき 7円

### 2 スポーツ服製造業

品目	工程	規格	金額
トレーニング シャツ	糸くず取り		1枚につき 16円
	オープンファスナー 付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 96円
トレーニング パンツ	糸くず取り		1枚につき 13円
	腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 9円
	ファスナー付け		1枚につき 60円

### 3 下着製造業

品目	工程	規格	金額
スリップ	カットワーク	上下2か所以上カット ワークするもの	1枚につき 25円
	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 16円
スリーマー	糸くず取り	11か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 11円
ショーツ	糸くず取り	9か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 10円

#### お問い合わせは

福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

または

福井労働基準監督署 武生労働基準監督署 敦賀労働基準監督署 大野労働基準監督署  
☎:0776(54)7722 ☎:0778(23)1440 ☎:0770(22)0745 ☎:0779(66)3838

## 家内労働法を守りましょう！

1 「家内労働手帳」を家内労働者に交付して、委託の都度、記入しましょう

- 委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、無用なトラブルが生じないよう、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておくことが必要です。
  - 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。

## 伝票式家内労働手帳 モデル様式

郵便式回力荷物手配  
申込書

基本委託条件の通知

平成 年 月 日

登記局 方略者	法 人		社 名		被托付者	E. 种		所在地 [TEL]
	姓 名	生年月日	登記者					
被托付者	法 人		内渡入		社 名	E. 种		所在地 [TEL]
	姓 名	生年月日	内渡出					

基本委託条件等は、次のとおりです。お問い合わせ下さい。

又は、郵便局の場合は郵便局窓口へお問い合わせ下さい。

工事の実施方法	実 施 方 法	イ 実内販賣者名 ロ 基本法の販賣所 ミ その他	ア ブループリーダー室 シ その他
	実 施 方 法	オ 駐車・出庫所、 メ 納品の相場店 カ その他	ア ブループリーダー室 シ その他
遺漏報告のもの又 立ち止り場合のき道			
被托付の実施上条件	オ 実内販賣者名 ロ 基本法の販賣所 ミ その他	ア ブループリーダー室 シ その他	ア ブループリーダー室 シ その他
	不承認の勘定に付 テ トネエキス (被托付に付する旨 記入)		
備 考			

注) 実内販賣者や立地の在庫問題を記して下さい。

### 原材料の受渡しの都度（注文伝票）

### 物品の受渡しの都度（受入伝票）

(注)「家内労働手帳」は、法律で定める事項が記載されていれば、伝票形式など別の形式でも差し支えありません。

2 工賃は、原則として現金で、その全額を1か月以内に支払いましょう

- 工賃は、原則として、現金でその全額を支払わなければなりません。  
ただし、家内労働者の同意がある場合には、以下の方法によって支払うことができます。  
①郵便為替 ②銀行等の預金口座への振り込み ③郵便振替口座への振り込み又は振り替え
  - 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから1か月以内に支払わなければなりません。

毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

### 3 「最低工賃」を守りましょう

福井県においては、「福井県衣服製造業最低工賃」（表面に記載）と「福井県眼鏡製造業最低工賃」が決められています。

これらの仕事を委託している場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

#### 4 労働基準監督署に届出ましょう

委託狀況屆

委託者は、委託する仕事の内容や家内労働者数などについて、

①委託者になったとき ②毎年、4月1日現在の状況を、4月30日までに

委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければ なりません。

届病傷死効勵勞內家

委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、**負傷**したり、**病気**にかかるて**4日以上**休業した場合、又は死亡した場合には、遅滞なく、委託者の営業所を管轄する労動基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。